

年 発 1111 第 1 号
令和 4 年 11 月 11 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について

「厚生年金基金の財政運営について」（平成 8 年 6 月 27 日年発第 3321 号。以下「財政運営基準」という。）を別添のとおり改正し、令和 4 年 11 月 11 日から適用することとしたので、貴管下の存続厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

新旧対照表

（下線部分が改正部分）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙) 厚生年金基金財政運営基準 (目次) (略)</p> <p>第一～十二 (略)</p> <p>第十三 継続的な財政診断 (1) 基金は、基金規則第五十六条第一項に規定する報告書 を後記第十四に規定する指定年金数理人（(2)に <u>おいて単に「指定年金数理人」という。</u>）に提出し、 次の各号に掲げる観点から、掛金の見直しの要否につ いて意見を求めること。 ア～カ (略)</p> <p>(2) 基金は、(1)に加えて、年一回以上、<u>当該基金の 指定年金数理人以外の年金数理人（当該指定年金数理 人が法第百三十条第五項の規定による業務の委託を受 けている法人に所属している場合にあつては、当該法 人に所属する年金数理人を除く。）</u>に、(1)に定め る報告書、前記第三の九の(1)に定める書類、前記 第四の六の(1)に定める書類（財政計算を行った場 合に限る。）その他基金の財政状況を適確に把握する ために当該年金数理人が必要と判断した書類を提出</p> | <p>(別紙) 厚生年金基金財政運営基準 (目次) (略)</p> <p>第一～十二 (略)</p> <p>第十三 継続的な財政診断 (1) 基金は、基金規則第五十六条第一項に規定する報告 書の後記第十四に規定する指定年金数理人に提出し、 次の各号に掲げる観点から、掛金の見直しの要否につ いて意見を求めること。 ア～カ (略)</p> <p>(2) 基金は、(1)に加えて、年一回以上、<u>基金の業務 委託先に所属していない年金数理人に</u>、(1)に定め る報告書、前記第三の九の(1)に定める書類、前記 第四の六の(1)に定める書類（財政計算を行った場 合に限る。）その他基金の財政状況を適確に把握する ために当該年金数理人が必要と判断した書類を提出 し、(1)に準じた財政診断を受けること。</p> |

し、(1)に準じた財政診断を受けること。
(3) (略)

第十四 指定年金数理人

基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人（以下「指定年金数理人」という。）を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により厚生労働大臣に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。

上記の内容は、前記第十三の(2)の財政診断を行う年金数理人の届出について準用する。この場合において、様式中「指定年金数理人」を「当該基金の指定年金数理人以外の年金数理人（当該指定年金数理人が法第百三十条第五項の規定による業務の委託を受けている法人に所属している場合にあっては、当該法人に所属する年金数理人を除く。）」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 (略)

別添2 様式一覧

様式①～様式⑰ (略)

(3) (略)

第十四 指定年金数理人

基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人（以下「指定年金数理人」という。）を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により厚生労働大臣に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。

上記の内容は、前記第十三の(2)の財政診断を行う年金数理人の届出について準用する。この場合において、様式中「指定年金数理人」を「業務委託先に所属していない年金数理人」と読み替えるものとする。

ア～ウ (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 (略)

別添2 様式一覧

様式①～様式⑰ (略)